### 後期分授業料特別免除申請のしおり

在学生用

鳴門教育大学学生課学生係

#### I. 対象者

教育公務員特例法第26条の規定による<u>大学院修学休業制度</u>及び<u>教員採用候補者名簿</u> 登載期間延長制度</u>を利用して修学する者

#### Ⅱ. 申請手続

- (1) 申請方法 学生課学生係に本人が持参してください。
- (2) 提出期間 **令和元年7月19日(金)~ 令和元年9月13日(金)17:15** 期限を過ぎての提出は受理できませんので注意してください。
- (3) 受付時間 平日 8:30~17:15
- (4) 結果通知 学生掲示板にて周知(11月下旬予定)し、学生課の窓口で通知書 を交付します。
- (5)注意事項 授業料免除申請者(又は授業料免除申請をしようとする者)は、 結果が判明するまでは授業料を納付しないでください。 納付してしまった場合には、授業料免除の資格を喪失しますので 注意してください。 ※授業料免除申請者に対しては、授業料口座振替申込書を提出 している場合でも、10月の後期分授業料引落しは行いません。
- (6) その他 申請書類に関して分からないことがあれば、学生課学生係に問い 合わせてください。(電話 088-687-6119)

#### Ⅲ. 提出書類及び注意事項

- (1)授業料特別免除申請書
- (2) 当該申請者の任命権者等が大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間 延長制度を利用して本学で修学することを許可する書類 (具体的には、教育委員会が発行した大学院修学休業制度又は教員採用候補者名 簿登録期間延長制度を利用する旨を記載した辞令等の写し)
- (3) 適用条令の写し
- (4) 封筒(長形3号,表面に自分の所属・学籍番号・氏名を記入したもの)

# 授業料特別免除(後期分)のフローチャート 申請書類のダウンロード http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/01/002.htm 学生課学生係に提出 申請書類は本人が持参のこと 免除申請書類の提出 ※書類に不備があると受理できません。時間にゆとりを (R1.9.13 (金) 17:15 持って準備し、提出締切日には書類が全て揃うようにしてく まで) ださい。書類が揃っていない時点での事前チェックも受け 付けています。 審査結果通知 (R1.11下旬予定) 不許可 許 可 半額免除 又は 全額免除 授業料半額納付 授業料全額納付

※免除申請の結果が不許可又は半額免除になった者は,通知後速やかに授業料を納付してください。

提出書類により取得した個人情報は、授業料免除者選考の事務手続きのために利用し、その他の目的には利用されません。

## 授業料特別免除申請書

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

下記により授業料免除を受けたいので,許可くださるよう 関係書類を添え,申請します。

記

- 1. 令和元年度 後期分
- 2. 免除を受けたい理由(詳細に記入のこと。)